

# 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被災し障害者雇用納付金の納付猶予を希望される事業主の皆様へ

平成30年6月26日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

大阪府北部を震源とする平成30年6月18日に発生した地震により被災し事業財産に損失を受けたため、期限内に障害者雇用納付金を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

## 1 対象となる事業主

### (1) 平成30年6月18日に納付期限が到来していない障害者雇用納付金

平成30年6月18日時点で被災した地域に事業所を有する事業主が、全財産の価額に占める地震による被災に伴う損失の額の割合（損失の割合）が概ね20%以上の場合

### (2) 平成30年6月18日に納付期限の到来している障害者雇用納付金

平成30年6月18日時点で被災した地域に事業所を有する事業主が、地震により被災し、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、障害者雇用納付金を一時に納付することができないと認められる場合

## 2 対象となる納付金

(1) 上記1(1)については、地震の発生した日（平成30年6月18日）以降に納付期限が到来する障害者雇用納付金が対象となります。

(2) 上記1(2)については、地震の発生した日（平成30年6月18日）に納付期限の到来している障害者雇用納付金であって、一時に納付することができないと認められたときに、その納付することができないと認められた金額が対象となります。

## 3 必要となる手続

納付の猶予を受けるためには、[各都道府県支部の窓口](#)（高障業務課又は窓口サービス課）に次の申請書類を提出していただく必要があります。

上記1(1)に係る申請書等の提出期限は、地震の発生した日以降、災害のやんだ日から2か月以内までの間となります。

上記1(1)の申請書

- ・[様式第1号「地震被害の被災による納付猶予申請書」](#)
- ・[様式第1号添付書類「被災明細書」](#)

上記1(2)の申請書

- ・[様式第2号「納付猶予申請書」](#)

※ご不明な点は、[各都道府県支部の窓口](#)（高障業務課又は窓口サービス課）までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。